

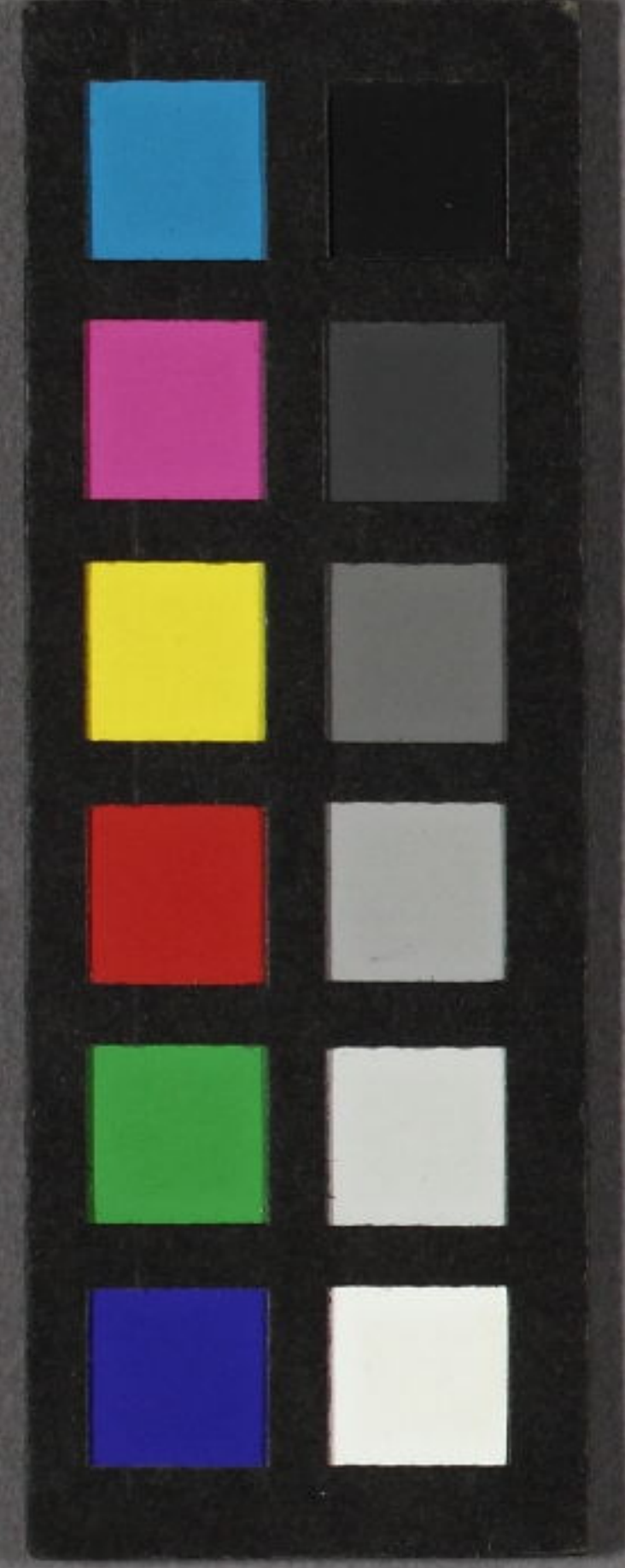
江湖新聞

第六號



定價八分

西垣文庫 特
 文庫 10
 7287
 16



持文庫10

7287

16

江
湖
新
聞
第
十
六
號

甲府のそと状写

慶應四年戊辰五月五日

西
道
文
庫

四月十五日、辰脱走兵小田原辺、甲府路、掛ヶ所探込
お取、同月廿日、黒駒宿くろがまに右に出入人数三百四十五人、不意に出入

甲府城中へ掛合立、いづれに何せお分りふし、以来、東に助、又、
脱走兵、出入込、探付、甲府に固、あ方、而、餘程骨折、し、
右、黒駒、出入込、大將、支、林、昌、助、取、外、出、頭、あ、方、又、甲
府より脱走し、出入、し、ニ、ッ、登、ル

大砲

山擬

但小銃ハ福ニ由不持也

東照君御旗

日九口旗

葵の紋口旗

二ッ巴ニニ字の旗

都合横印ハ流

右ハ何きも武備お調ひ我重ハ押寄よ甲府小右ハ人

教國入ハ義廿八日近日近ハ掛合お成ハ

佐州路ハ尾筋極ハ人教同ハ誦訪までハ法お成ハ執り申ハ

○

四月廿一日京師あるは

大政更始ハお拓表忠ハ盛典ハ行ハ付楠正成神号進

溢社壇ハ造管令ハあ 仰寄付ハあ 在ハ事

但有志ハものハ手付ハ許お成ハ

○

強弱論

作者詳有ラハ

客何り問テ曰徳川氏削封ハ奉ハつるも天下於小廉の日

あらん歎 前大君既に衆ハ先づらて恭順ハ道を重ハ

臣子ハ分を守り正ハり志ハるとハけ會津庄内ハぬき強藩ハ

之ハ 王命を抗ハ手理ナリ余答テ曰列藩の侯伯位ハ

王命に抗ハ手只西南諸藩の専横を讓他日問罪の師を

起ナリ何らん小廉の日近ハあるを忍ビ曰然ラハ諸藩割拠ハ

勢成有り再い元龜天正の乱に下らん此時に何たりて誰らよく
 之を平一すきき日この事我々知るふいあは姑く中古以来成紋
 一跡を以て之を論ずるに關西を起して日本を平一せる人有
 試に願想せよ源右府の伊豆より起り新田定利の二氏を上
 州より出つ織田豊臣の西公ハ尾品

神君ハ奉品々起り必り我邦の氣運東方ニ厚く西方に
 落きの地を故に覇府を関東に開き咽喉の地勢を約して
 全國を誦制し太平を久しきに保つ事を俾らるれ先哲の
 既に細論せる如かり向來割據亂離の際を修起せんに西海
 みてハ支肥薩州の三藩互に衝を爭ひ鼎立の勢をなさん南

海ハ皆土品々為に合せられ昔日長曾家部のために五らん長州
 ハ中國の名家をれいらく元統の故業にきり山陰山陽の諸州
 を併せ ■ ■ のれも狩為に壓抑せらるるに「將翼羽
 の地方仙臺庄内米沢と互に誦制し藩生最上の例を有し「逞
 北陸に句い加州と曠視すべし獨り舍津の一藩ハ上下お共に
 徳川氏覇府の瓦解せる故憾々憤然祖宗の大業を回復せんを
 計り特に兵士強悍るまは勇を逞しく一勢を強り一鼓西上の
 謀をなさん且翼羽東上陸の諸藩より徳川氏の庶族遣返るハ
 舍津の藩藩とかり後顧の患なきなり「此時に臨るる舍
 の軍徐々甲信の精銳を収め急に富士川を下り東海に出てハ

後述三三

神君の故國ありを以て其得失を論せし生理非を問ひて争て
 葵章の旗下に属すべし抑紀州に中立して封境を固め自守の
 策をたすんべし又地形の西南に偏せるを以て止とをほざるの
 勢あり只海路咽喉の地あり東西南軍の通航を制止するの利
 ありんば越前もあまもさく自守の外他を顧るに暇なるべし
 會津の兵山海をさより尾品を攻侵し地勢の利に依りて行
 兵の中營を設け西上せし孫堂井伊にさか東西二軍の戦地
 あり再び冥々原の拳及兵災に罹ると家許をたんと是
 等の形勢によつて慨論するあり曰會兵の強悍精銳余も

すいふを越知れり時舎侯ハ 台徳公の流と餘を論りて
 諸藩に列せりいま俄に驚立し 祖宗の遺業を復す
 徳川氏の遺臣甘んじ之に属す愈きり曰舎侯もすく生然るを
 知り徳川氏正統の一孤をなせし遺臣誰れ之に臣従せんや
 假令遺孤をなせずとも
 神君新田氏の庶流の世に例あまハ東國の人心に取てハ
 西南他族の馭御を受けんより舎侯に仕ん事たるに快む
 曰然らハ舎侯よく天下を平一かし再び徳川氏の覇業を復す
 べき事同事の事百年前にあり武然らん今日にありてハ其成
 業を必せ何そや上に

天皇ましくちのら虚位を擁し（一）一覇府下に何りて大権を操（二）
とてハ一國二主の悪政（三）一室が系邦に對し有識の士ハ
誰之を駢ち之を厭（四）ハんハ天子の詔の如く有（五）ハ

王政更始（六）よ（七）ク

後醍醐帝の御遺志を大成（八）

朝廷而て不朽の太平を開き玉らん（九）に何ぞ小康の日近にあらず（十）

いさハ曰封縣世祿の割度止（十一）ずして令學の政を有す時ハ

天皇ハ峰拱立（十二）一玉ふのく大政あるらん（十三）強藩の意にん兵馬の

權（十四）其手に何れハなり此際確執止む時（十五）有（十六）嶺山名細川の足利に

於（十七）ら如くあらん今毛利宰相職を辭（十八）一國に返（十九）まると聞（二十）ク

こまに顯（一）也（二）と（三）も（四）ふ（五）べ（六）一（七）之（八）より（九）考（十）ま（十一）ハ天下（十二）四分（十三）五裂（十四）ニ（十五）至（十六）リ

不世出の英雄起りて封縣を廢（十七）一國境を一（十八）私利を棄（十九）て

王政を助け舍回合議（二十）す多に（二十一）ありて後（二十二）は（二十三）めて（二十四）た（二十五）ま（二十六）の（二十七）日（二十八）に（二十九）復（三十）

せん曰（三十一）現今各藩（三十二）と海軍を備（三十三）く千里の遠きな（三十四）一日（三十五）石（三十六）に（三十七）航（三十八）

到（三十九）すべ（四十）一兵隊の進止（四十一）も昔日の比（四十二）あ（四十三）れ（四十四）此（四十五）後（四十六）何（四十七）日（四十八）彼（四十九）軍（五十）

勢（五十一）何（五十二）れ（五十三）ハ（五十四）委（五十五）も（五十六）兵（五十七）隊（五十八）あり（五十九）結局（六十）軽重（六十一）する（六十二）委（六十三）も（六十四）輕（六十五）其（六十六）内（六十七）海（六十八）

瀕岸の諸藩ハ地勢による（六十九）て利害あるを免（七十）ま（七十一）れ（七十二）時（七十三）余（七十四）ハ形勢

の一変とす（七十五）るものハ外交交易の利東國に集りて西國に散（七十六）す（七十七）本

邦物産中絹絲生糸を主（七十八）と（七十九）れ（八十）よ（八十一）ま（八十二）皆（八十三）東（八十四）國（八十五）の（八十六）不（八十七）産（八十八）もの（八十九）轉（九十）す（九十一）

の利東國の倉庫（九十二）すらん（九十三）よ（九十四）ま（九十五）強弱の勢大ニ変（九十六）する（九十七）亦（九十八）なり（九十九）然（一百）と

諸將互に東西に割據し衛を中原に軍ん事往らに我邦
 の虚耗を招くの合意國の勢強ふすの内乱五年の後國土疲
 弊又昔年敦厚の風俗を失ひ我恐らく今日の事
 他日歐洲の諸強國の爲に投之の地を我邦に設るの禍
 かりんらこき兄才お集りて一家を争ひを藩を毀ち生
 破り故らに穿倫の路を開くにいと我願くは全州お和
 國力を合糾し以て美邦と共に並立す乎國威を辱くせん
 事を是臣子とるの
 皇恩に報すの第一事なり

怒り打ちのはいくは東お下らせぬひーりとわ
 天竺の地をいひぬを 昔お年公州を記に怪り
 いし一東をいひを絶えし信らるるものいひて何れ
 のえをん 秋を海を何れ
 書 輝 景
 何事さらしあふみ乃とあしのみさるるもいふち男の
 みつらるるをいひぬ

